

令和2年2月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和2年2月20日（木） 午前9時30分～正午

開催場所：岡崎市役所西庁舎7階 701号室

出席委員：9名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・内田尚之委員・荻野嘉美委員・奥田敏春委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員・堀江登志実委員・荒井信貴委員

欠席委員：3名

説明のために出席した事務局職員：5名

社会教育課：中村耕課長・柴田英代副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・武田穂波主事

傍聴者：なし

議事内容

1 報告事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更について
 - 1-1 岡崎イエヤスコウイルミネーション2019
 - 1-2 清海堀仮設階段
 - 1-3 秋祭りテント設置
 - 1-4 緊急SOS！池の水をぜんぶ抜く大作戦
 - 1-5 歴史文化資産解説板等整備
 - 1-6 水道遠隔表示機

(2) 愛知県指定文化財の指定について

2 その他

議題及び議事の要旨

1 報告事項

(1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更について

【社会教育課説明】

市指定史跡岡崎城跡の現状変更について、令和元年度に実施した現状変更6件を報告する。

- 1-1 岡崎イエヤスコウイルミネーション2019は、岡崎城跡内にイルミネーション装飾を実施したものである。
- 1-2 清海堀仮設階段は、「清海堀を探索しよう」開催のため、清海堀内に仮設階段を設置したものである。
- 1-3 秋祭りテント設置は、イベント会場設営のためテント及びステージを設置したものである。
- 1-4 緊急SOS！池の水をぜんぶ抜く大作戦は、テレビ番組の制作に際し龍城堀の池の水を抜くとともに、城郭遺構の確認や生態調査を行ったものである。
- 1-5 歴史文化資産解説板等整備は、これまでに史跡内に建てられた歴史文化資産解説板等の刷新を目的として整備を行ったものである。
- 1-6 水道遠隔表示機は、量水器ボックス蓋の取替を行ったものである。

【質疑応答】

委員：堀のつくりや遺物に関する知見は得られたか。

委員：神橋の乙川側から渡って左側、月見櫓下部分から重点的に瓦が出た。また、龍城堀の風呂谷及び月見櫓下で石垣が崩れた形跡が見られた。私見ではあるが、月見櫓が一度堀下へ落ちたのではないかと考えている。瓦の年代は、主に江戸期の物が見られた。瓦と石垣と龍城堀が、集中的に改修されている痕跡を確認するきっかけとなった。

事務局：テレビでは、前本多時代の立葵紋の瓦が放送された。

委員：堀底について、神橋から東側はあまり沈まず歩けるが、神橋を超えると堆積物により足が沈んでしまう。これは、神橋から東側を過去にさらったためである。今回遺物は、西側のヘドロが堆積した場所から多く出た。

事務局：平成12年の改修で堀底にたたきを打っていると聞いている。

委員：在来種の保護を目的として実施しているが、堀の水を抜いたことで逆に在来種の生態系を脅かす懸念もあるのではと危惧している。

委員：1-5について、新たに設置された看板の脚部コンクリートを化粧材の土でカバーしているが、雨水で流れると見栄えが悪くなるため、流れないように気をつけてほしい。

委員：今回撤去対象となった看板の選定理由は、

事務局：基本的に全撤去を計画しており、今回の対象物も含め順次撤去を進める予定である。

委員：撤去対象の看板には新しいものも見受けられる。

事務局：岡崎城跡整備委員会へ諮ったうえで、公園内のサインの統一を進める目的で実施している。

委員：既存看板は観光施設の案内をメインとしているが、史跡公園としてサインの拡充を図るものである。

委員：史跡公園としての記載内容を精査し示す必要がある。

委員：文化財の見地から、岡崎城跡整備委員会で協議の上事業を進める事が重要である。

委員：1-2について、テントの杭は申請の長さで足りるのか。荒天時が心配であるため、ウェイトとの併用等を考えると良いかと思う。

委員：杭については、サーカスの際遺構を傷めないよう浅い位置に打ったことから、その事例を参考にご申請頂いたものと思う。

事務局：そうである。深く杭打ちをするところは、70cmで行っている。

委員：現状変更の理由をイベント会場設営のためと記載しているが、どのようなイベントか、杭が何本必要か分かるように記載してほしい。

委員：岡崎城跡整備委員会ではイベントをどのように取り扱っているか。整備計画を作成すると、当該敷地ではイベントが実施できなくなるのか。

委員：整備計画では基本構想として、菅生曲輪を平面復元しても、地上はイベント等に使用可能な空間とするという活用イメージを謳っている。現在切通とのアクセスが難しく、この問題が解決しなければ菅生曲輪の改修がままならない状態である事から、二の丸にある公園機能を菅生曲輪へ移し、二の丸は史跡として整備するなどの方向性の検討も含め、今後整備委員会や計画内で議論すべき課題であると考えている。

委員：今回の現状変更で申請されたイベントは、城跡の史跡性についての価値をPRするものか。また、将来的に先に述べたような方向性での整備を行う予定はあるのか。

事務局：イベントの位置付けは、春夏秋冬のお祭りとして、公園を市民に開放するものである。

委員：岡崎城跡整備委員会ではまず整備の議論を進めており、利用の方向性についての話は出ていない。公園としての活用と、史跡の保存の観点が交差する中で考える必要がある。

委員：公園としての活用と、史跡の保存についての住み分けが必要である。史跡性の確立及び、史跡公園として意識を変えてゆくためにイベント等を実施する必要がある。

委員：岡崎城跡整備委員会において、今後史跡としての活用構想などのソフト面の検討が進むと良い。国指定史跡とする場合、史跡の保存のため活用をある程度制限しても良いのか、その覚悟を市民に問うていく必要がある。

委員：岡崎城の価値が市民へ浸透し理解される必要がある。家康を謳い文句としても、市民が重みを感じていないと思われる。

委員：発掘調査により、岡崎城跡の段階的な形成過程が明らかになってきた。発掘調査の見学会や講演会などは注目度が高く、多くの市民が見学に来る。市民へ史跡の価値に基づく活用を訴えた場合、受け入れていただける余地はあるように思う。そうした機運に向けた発信を行政から行っていただきたい。

委員：市民に岡崎における文化財を広く知っていただくとともに、文化財の価値を守っていこうという動きをどのように高めていくかを考えつつ活動を展開する必要がある。

委員：行政として施策を打ち出す場合、これまでの経緯を踏まえ一つ一つ施策に移していく事になる。一気に変われないため、発掘調査等による事実を学術的に積み重ね、その先でどうするかを考える必要がある。審議会や協議会で提案と模索を繰り返しつつ共通の意思形成を図り、新しい機運を起こしていく。史跡の保存活用へのグランドビジョンを描く事は重要であるため、確実に実現するものを積み重ねた先でビジョンを打ち出すのが良いと思う。

委員：施策の積み重ねは重要だが担い手である市民の意識を変えることが大切である。市民の活動への支援や、地域で祭礼を繋ぐ動きへの支援、指定後の見守りや現状の確認が大切であり、草の根での支援を行わなければ文化財への意識は変わらない。

委員：観光推進課に史跡としてのプロモーションも加えてもらい、城跡全体の史跡としての価値を打ち出すパンフレット等を作ると良いのでは。

事務局：毎年岡崎城だよりとして発掘調査結果のパンフレットを発行している。

委員：乙川沿いのミカワクロマツは固有の遺伝的特性を持っており、希少性がある。城跡内には五万石ふじもある。それらも一体化したアピールを行えないか。また、乙川沿いのミカワクロマツについては遺伝子の希少性から、早期の調査・保全が必要であると考えている。

委員：本丸に三郎松というマツが存在する。このマツの遺伝子を調べ、中世以来のマツであることが分かれば、史跡の価値を上げることにつながる。

委員：遺伝的特性を持つミカワクロマツは戦争でほぼ伐採された。かろうじて残ってい

るものは、城の歴史と密接にかかわるマツといえる。

委員：文化財のつながりを俯瞰してとらえると良い。

委員：キシノウエトタテグモも城跡であり知られていない文化財といえる。

委員：本来、生態調査の上石垣を整備するのが望ましい。

委員：許可証に、工事の内容に変更が生じた場合は、変更届の提出が必要である旨を加えると良い。

事務局：承知した。周知に関しては、秋祭りで岡崎城跡についてのブースを設置している。少しずつ浸透を図っているところであり、御理解いただきたい。

委員：今後も、軽微な現状変更は事務局判断により認めるものとする。

(2) 愛知県指定文化財の指定について

【社会教育課説明】

愛知県教育委員会は1月24日の県文化財保護審議会の答申に基づき、2月5日の県教育委員会会議における審議の結果、市指定文化財である滝山寺の木造毘沙門天立像、蒔絵曲祿、下山小学校のヤマザクラを、2月7日の県公報告示により県指定文化財として指定した。

【質疑応答】

委員：彫刻と工芸はどのような経緯で県指定となったのか。

事務局：二年前の秋に県の文化財保護室から申し出があり、県文化財保護審議会の美術工芸の先生が滝山寺に調査に入られ県指定となった。

委員：滝山寺については、天台の仏展等で価値付けが行われた経緯もある。その流れでの指定もあるかと思う。

委員：市史や県史で調査した結果価値付けが成され、話題性を持つものが多い。丹念な調査を繰り返し行う事が大切である。

委員：審議会資料は県が作成した報道発表資料であるが、市の指定調書と比較し新たな知見が加わった部分はあるか。

事務局：基本的に、市の指定調書と同様の内容が記載されている。

委員：蒔絵曲祿の「祿」の字は、市指定でも同様の漢字を使用していたか。

事務局：市指定時は「𠂔」の字を使用しており、県指定で「祿」の字を用いる旨県より連絡があった。なお、漢字の変更については所有者に了承を得ている。

委員：木造毘沙門天立像の概要文における「庚申講」は「庚申堂」ではないか。鹿勝川町の兜跋毘沙門天立像は庚申堂の中に位置しているのであり、庚申講はさらに広い概念の集団を表す。

事務局：国指定の指定名称は兜跋毘沙門天立像であり所有者は庚申講となっている。

委員：庚申講縁起の中に兜跋毘沙門天立像の記載が見られ、講があつて入手したと伝わっている。それで庚申講兜跋毘沙門天立像という言い方をしているのだと思う。

委員：県に疑問点を伝えてほしい。また、県指定になったことで、市指定は自動的に解除となる。

2 その他

(1) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は令和2年5月に実施予定